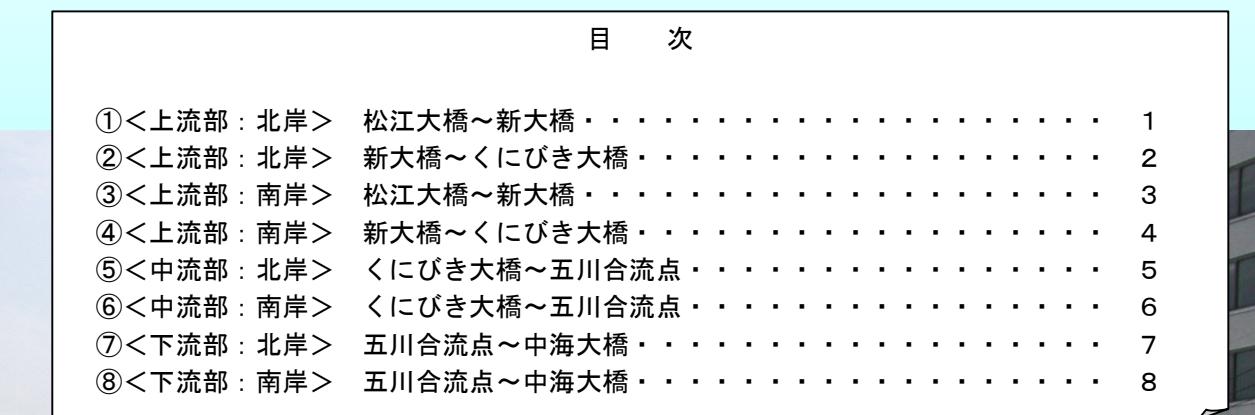


主な意見と景観整備の方向性の整理



①<上流部：北岸> 松江大橋～新大橋

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ ラフカディオ・ハーンの愛した「日本の面影」・静けさを有する空間と、人々が集い・行き交う賑わいの空間が調和した新たな時代にふさわしい景観形成を行う。 ■ 松江大橋や柳並木周辺の風情に配慮した景観形成を行う。 ■ 国際文化観光都市松江に相応しい優れた視点場の保全と創出を行う。 ■ 水と人、川とまちの近さを活かした景観形成を行う。
--------------------------------	--

項 目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤 防	<ul style="list-style-type: none"> ・現状に近い石積み（地域産材の活用も考慮）を基本とする。 ・北岸は石積み護岸を重視する。 ・石張り（地域産材）十土羽・植生（H.W.L 以上）を基本とする。 ・現状の景観を大きく変え景観的に問題があるため、基本的に見えない又は隠す工夫を行う。 <ul style="list-style-type: none"> * パラペットの可動化（浮力堤） * パラペットの可視化（畳堤等） * パラペット前面への盛土及びつる性植物による被覆 ・パラペットを可動式にできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ★護岸については、現状の石積みの風景を復元することを考えていく。 ★護岸については、石や緑の組み合わせによる新たな景観の創出についても考えていく。 ★パラペットを設置する場合、その可動化や可視化については、河川管理施設等構造令等の規定や洪水時における防災体制、技術的・構造的問題等から、ここではコンクリートによる常設のものを前提とする。その場合、パラペット表面の修景対策や植生による被覆等を行い、背後の町並みの景観と調和出来るよう配慮していく。 (可動化及び可視化については、今後検討していく) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防基本形状は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現況の継承（C） (現状の石積み景観の継承) ・新たな景観（D） (石や緑による新たな景観の創出) ● 素材は、現状の石のイメージを復元。 ● パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮
水 際	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の水底が見える浅場を確保する。 ・浅場を利用して釣りなどの水面活用をする。 ・緩い勾配の石張り（漁場：玉石φ500～700）十木杭とする。 ・カヌーやボート遊びを楽しめる船着場。 ・しじみ採集ができる場所。 ・昔から残されている両岸の浅場は保全する。（平場は設けない） ・堤防法面を緩くするため、水際付近は深くする。 	<ul style="list-style-type: none"> ★現状の水底が見える浅場を確保する。 ★堤防の法面勾配を緩くする場合は、河川の流下能力を確保するため、河床を深くする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水際は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（E） (水底が見える浅場等の水際景観の保全) ・新たな景観（F） (河床掘削による新たな水際景観の創出)
利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・川沿いを散策して巡る遊歩道（自転車道）や憩いの場（公園）を。また浮き桟橋で遊歩道をつなぐ。 ・松江大橋～くにびき大橋間で連続した歩行者動線（周遊コース）を考える。 ・全てテラスではなく、所々で水辺に降りられるようにする。 ・背後とのアクセス性を考慮して階段工を設置し、部分的に水に親しむ場を設ける ・現状の眺望景観を確保するため水際に平場は設置しない。 ・パラペットの背面に部分的にベンチを設ける。 ・水辺空間は「和」に拘る必要は無いが、「城下町らしさ」は大切。 ・階段工でパラペットが連続しない区間は、ゲート等で対応する。ただし、洪水時の管理が問題である。 ・水辺に仮設的な能舞台等を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ★利用に当たっては、大橋川の周遊（散策、休憩等）や水辺へのアクセスに配慮するとともに、水辺で楽しめるような工夫を行う。 ★階段を設置した場合のパラペット形状については、ゲート対応を含めて今後検討していく。 ★仮設的な施設については、治水上の影響がないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（A） (現状の動線及び眺望場所の保全) ・新たな景観（B） (水際の動線をえた新たな眺望場所の創出) ● 水際動線を確保する場合には、アクセスのための階段等を設置。 ● 利用に配慮した施設の部分的な設置。
植 栽	<ul style="list-style-type: none"> ・川沿いに緑は必要。昔から柳が植えられていた。 ・現状に近い形で、堤防天端に高木の設置を行う。 ・堤防前面の小段部に、部分的に植樹を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ★現状の柳並木は復元する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防天端の柳並木を復元。

②<上流部：北岸> 新大橋～くにびき大橋

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ ラフカディオ・ハーンの愛した「日本の面影」・静けさを有する空間と、人々が集い・行き交う賑わいの空間が調和した新たな時代にふさわしい景観形成を行う。 ■ 松江大橋や柳並木周辺の風情に配慮した景観形成を行う。 ■ 国際文化観光都市松江に相応しい優れた視点場の保全と創出を行う。 ■ 水と人、川とまちの近さを活かした景観形成を行う。
--------------------------------	--

項 目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤 防	<ul style="list-style-type: none"> ・北岸は石積み護岸を重視する。 ・護岸は、石積（5分勾配）を基本とする。 ・パラペットは設置せず、天端まで盛土を行う。（くにびき大橋の上流の一部区間） ・くにびき大橋の直下流では、緩い勾配で緑化を行い水際までの連続性を確保する。 ・現状の景観を大きく変え景観的に問題があるため、基本的になくす又は見えない工夫を行う。 <ul style="list-style-type: none"> *パラペットの可動化（浮力堤） *パラペットの透明化・仮設化（畳堤など） ・パラペットを可動式にできないか。 	<p>★護岸については、<u>現状の石積みの風景を残すこと</u>を考えていく。</p> <p>★護岸については、<u>石や緑の組み合わせ等による新たな景観の創出</u>についても考えていく。</p> <p>★パラペットを設置する場合、その可動化や可視化については、河川管理施設等構造令等の規定や洪水時における防災体制、技術的・構造的問題等から、ここでは<u>コンクリートによる常設のものを前提</u>とする。その場合、パラペット表面の修景対策や植生による被覆等を行い、背後の町並みの景観と調和出来るよう配慮していく。 (可動化及び可視化については、今後検討していく)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防基本形状は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現況の継承（C） (現状の石積み景観の継承) ・新たな景観（D） (水際の利用機能に緩やかな斜面及び緑を付加した新たな景観の創出) ● 素材は、現状の石のイメージを復元。 ● パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮
水 際	<ul style="list-style-type: none"> ・浅場を利用して釣りなどの水面活用をする。 ・カヌーやボート遊びを楽しめる船着場。 ・しじみ採集ができる場所。 ・舟の利用のため、水際付近は直壁に近い勾配とする。 ・昔から残されている両岸の浅場は保全する。 ・ヨシ原等の水際植生を保全・創出する。(自然のイメージを残す) 	<p>★現状の水底が見える浅場を確保する。</p> <p>★堤防の法面勾配を緩くする場合は、河川の流下能力を確保するため、<u>河床を深くする</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水際は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（E） (水底が見える浅場等の水際景観の保全) ・新たな景観（F） (河床掘削による新たな水際景観の創出)
利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・川沿いを散策して巡る遊歩道（自転車道）や憩いの場（公園）を。また浮き桟橋で遊歩道をつなぐ。 ・全てテラスではなく、所々水辺に降りられるようにする。 ・水と親しむため、水際に近い場所に歩道を設置する。（幅は1間程度） ・舟等の利用のため、平水位よりやや高い場所に平場を設ける。 ・水辺空間は「和」に拘る必要は無いが、「城下町らしさ」は大切。 ・現状の生活の風情を残す。(漁業の営みなど) 	<p>★利用に当たっては、大橋川の周遊（散策、休憩等）や水辺へのアクセスに配慮するとともに、水辺で楽しめるような工夫を行う。</p> <p>★人々の生活感を象徴する船着場等の風景に配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（A） (現状の動線及び眺望場所の保全) ・新たな景観（B） (水際の動線をえた新たな眺望場所の創出) ● 水際動線を確保する場合には、アクセスのための階段等を設置。 ● 利用に配慮した施設の部分的な設置。 ● 船着場等の現状施設の配慮
植 栽	<ul style="list-style-type: none"> ・並木は設けず、必要に応じて民地（緑）の活用を図る。 ・堤防および小段部には設けない。 ・植生は保全する。(現状の位置) 	<p>★現状において、松江大橋～新大橋間に見られるような並木はないが、水際にはヨシ等の植生が点在しているため、<u>水際植生に配慮する</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水際植生に配慮。

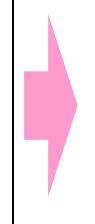
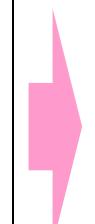
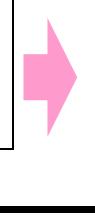
③<上流部：南岸>松江大橋～新大橋

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ ラフカディオ・ハーンの愛した「日本の面影」・静けさを有する空間と、人々が集い・行き交う賑わいの空間が調和した新たな時代にふさわしい景観形成を行う。 ■ 松江大橋や柳並木周辺の風情に配慮した景観形成を行う。 ■ 国際文化観光都市松江に相応しい優れた視点場の保全と創出を行う。 ■ 水と人、川とまちの近さを活かした景観形成を行う。
--------------------------------	--

項 目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤 防	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸は、石積（5分程度）基本とする。 ・護岸は、石張（地域産材）や植生による被覆を基本とした緩い勾配とする。 ・パラペットを隠すためマウンド及び緑化（白潟公園を参考） ・現状の景観を大きく変え景観的に問題があることから、基本的になくす又は見えない工夫を行う。 <ul style="list-style-type: none"> *パラペットの可動化（浮力堤） *パラペットの仮設化（疊堤など） 	<p>★護岸については、<u>現状の石積みの風景を残すこと</u>を考えていく。</p> <p>★護岸については、<u>石や緑の組み合わせ、緩斜面の堤防等による新たな景観</u>についても考えしていく。</p> <p>★パラペットを設置する場合、その可動化や可視化については、河川管理施設等構造令等の規定や洪水時における防災体制、技術的・構造的问题等から、ここでは<u>コンクリートによる常設のものを前提</u>とする。その際、パラペット表面の修景対策や植生による被覆等を行い、背後の町並みの景観と調和出来るよう配慮していく。 (可動化及び可視化については、今後検討していく)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防基本形状は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現況の保全（C） (水際の利用機能（散策や賑わい、生活等）を確保した景観の保全) ・新たな景観（D） (緩やかな斜面や緑による新たな景観の創出) ● 素材は、現状の石のイメージを復元。 ● パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮
水 際	<ul style="list-style-type: none"> ・浅場を利用して釣りなどの水面活用をする。 ・カヌーやボート遊びを楽しめる船着場。 ・しじみ採集ができる場所。 ・舟の利用や人が水面に近い現状の空間を維持するため、水際付近は直壁とし深くする。（浅場にはこだわらない） ・護岸法面と連続した緩い勾配とする。 ・水面に近い場所に人を歩かせることを考慮して、水際は直壁とし、かつ石を敷き並べる。（石敷のテラス） ・部分的に杭柵工（+植生（あやめ等））を設け、生物生息環境に配慮する。 ・昔から残されている両岸の浅場は保全する。 	<p>★<u>現状の水辺のよう、その場に集い楽しめる場を復元</u>することを考えいく。</p> <p>★<u>堤防の法面勾配を緩くし、現状の公園的利用機能の復元</u>も考えいく。</p> <p>★浅場については、現状において部分的に見られるが基本計画を考える上では考慮しない。</p> <p>★水際への配慮（杭柵工等）については、現時点では考慮しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水際は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（E） (現状の水際景観の保全) ・新たな景観（F） (水底が見える浅場等の水際景観の創出)
利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・南岸は賑わいの場（親水護岸）を創出する。 ・川沿いを散策して巡る遊歩道（自転車道）や憩いの場（公園）を。また浮き桟橋で遊歩道をつなぐ。 ・松江大橋～くにびき大橋間で連続した歩行者動線を考える。 ・全てテラスでなく、所々で水辺に降りられるようにする。 ・舟や水の利用を考慮して、水際に近い場所に平場を設置する。 ・平場を設ける場合は、WL（平常時）+0.3～0.4m程度。 ・小段あるいは堤防天端の空間を利用して、屋台等を設けて人を集めの工夫を行う。 ・水辺空間は「和」に拘る必要は無いが、「城下町らしさ」は大切。 ・白潟のまちづくりとセットで考える。（道路の付替や公園の作り方など） 	<p>★<u>利用に当たっては、大橋川の周遊（散策、休憩等）や背後地を含めた憩いの場やイベント的なものを基本として</u>考える。</p> <p>★<u>現状の舟の利用</u>にも配慮していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（A） (現状の動線及び眺望場所の保全) ・新たな景観（B） (堤防上から見渡す新たな眺望場所の創出) ● 水際動線を確保する場合には、アクセスのための階段等を設置。 ● 利用に配慮した施設の部分的な設置。 ● 背後から水面までの連続性 ● 動線及び憩いの場としてのスペース（現状に配慮）
植 栽	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防上には設けず、平場に植樹を行う。 ・堤防法面部（緩い勾配）に植樹を行い、木陰を創出する。 	<p>★<u>現状の樹木等の機能を極力復元</u>することを考えいく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の木陰機能を復元。

④<上流部：南岸>新大橋～くにびき大橋

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ ラフカディオ・ハーンの愛した「日本の面影」・静けさを有する空間と、人々が集い・行き交う賑わいの空間が調和した新たな時代にふさわしい景観形成を行う。 ■ 松江大橋や柳並木周辺の風情に配慮した景観形成を行う。 ■ 国際文化観光都市松江に相応しい優れた視点場の保全と創出を行う。 ■ 水と人、川とまちの近さを活かした景観形成を行う。
--------------------------------	--

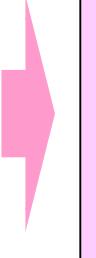
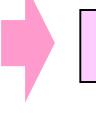
項 目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤 防	<ul style="list-style-type: none"> ・南岸は水辺公園（散策路＋グリーンベルト）を中心に。 ・法面部は、芝や植樹等による緑を基本とした仕上げとする。 ・パラペットを隠すマウンド及び緑化（白潟公園を参考） ・現状の景観を大きく変え景観的に問題があることから、基本的になくす又は見えない工夫を行う。 ＊パラペットの仮設化（疊堤など） ・パラペットを設ける場合には、疊堤に相当するものを考える。（腰掛けられるくらい（600～700）の高さ） 	<p>★護岸については、<u>現状の風景を残すこと</u>を考えいく。</p> <p>★護岸については、<u>石や緑の組み合わせ、緩斜面の堤防等による新たな景観</u>についても考えしていく。</p> <p>★パラペットを設置する場合、その可動化や可視化については、河川管理施設等構造令等の規定や洪水時における防災体制、技術的・構造的問題等から、ここでは、<u>コンクリートによる常設のものを前提</u>とする。その場合、パラペット表面の修景対策や植生による被覆等を行い、背後の町並みの景観と調和出来るよう配慮していく。 (可動化及び可視化については、今後検討していく)</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ● 堤防基本形状は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現況の保全（B） (水際の利用機能（散策や賑わい、生活等）を確保した景観の保全) ・新たな景観（C） (水際の利用機能に緩やかな斜面及び緑を加えた新たな景観の創出) ● 素材は、現状の石のイメージを復元。 ● パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮
水 際	<ul style="list-style-type: none"> ・浅場を利用して釣りなどの水面活用をする。 ・カヌーやボート遊びを楽しめる船着場。 ・しじみ採集ができる場所。 ・護岸法面と連続した緩い勾配とする。 ・水面に近い場所に人を歩かせることを考慮して、水際は直壁とし、かつ石を敷き並べる。 ・昔から残されている両岸の浅場は保全する。 ・南岸は賑わいの場（親水護岸）を創出する。 	<p>★<u>現状の水辺のようないくつかの場に集い楽しめる場を復元</u>することを考えいく。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ● 水際は次の案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（D） (現状の水際景観の保全) 水際は現状に近い岸壁形状で復元することを基本。
利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・川沿いを散策して巡る遊歩道（自転車道）や憩いの場（公園）を。また浮き桟橋で遊歩道をつなぐ。 ・全てテラスでなく、所々水辺に降りられるようにする。 ・人が水に触れることや、舟や水の利用を考慮して、水際に近い場所に平場を設置する。 ・水辺からの景観も重要。 ・水辺空間は「和」に拘る必要は無いが、「城下町らしさ」は大切。 	<p>★利用に当たっては、大橋川の周遊（散策、休憩等）や水辺へのアクセスに配慮するとともに、水辺で楽しめるような工夫を行う。</p> <p>★<u>堤防の法面勾配を緩くし、現状の公園的利用機能の復元</u>も考えいく。</p> <p>★<u>現状の舟の利用</u>にも配慮していく。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ● 動線及び眺望場所は次の案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（A） (現状の動線及び眺望場所の保全) ● 水際動線を確保する場合には、アクセスのための階段等を設置。 ● 利用に配慮した施設の部分的な設置。 ● 背後から水面までの連続性 ● 現状の公園機能や木陰に配慮した緩斜面や樹木等の設置。
植 栽	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防上には設けない。 ・堤防法面部に植樹を行い、木陰を創出する。 	<p>★<u>現状の樹木等の機能を極力復元</u>することを考えいく。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ● 現状の木陰機能を復元。

⑤<中流部：北岸>くにびき大橋～五川合流点

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ■ 川や水路、湿地（湿性地）などが織りなす水と緑の自然豊かな水郷の景観を活かした景観形成を行う。 ■ 人々の生活と川とのかかわり（シジミ採り、魚釣り、散策、等）に配慮した景観形成を行う。 ■ 嵩山、和久羅山などを望む広がりのある、のびやかな景観を保全する。 		
項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性	
堤 防	<ul style="list-style-type: none"> ・パラペットは設けず、堤防天端まで盛土を行うことを基本とする。 ・管理用通路は、自転車や歩行者用通路として利用する。 ・護岸は、石積（5分）を基本とする。 ・緩い勾配の土羽十植生を基本とし、法面には既設の草花の繁茂を促す。（現況を極力保全する） ・水鳥の生息や観察等を考慮した多様な護岸とする。 	<p>★<u>パラペットを設けず、土堤による形状を基本として考えていく。</u></p> <p>★護岸については、<u>石積み景観の継承や緑を主体とした自然風景を残すこと</u>を考えていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防基本形状は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現況の保全（C） (現状の石積みや自然河岸の保全) ・新たな景観（D） (水際から背後地までの連続性保持による 新たな景観創出) ● 素材は、現状の石のイメージを復元。 	
水 際	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のヨシ、アシなどの水際植生など、背後の自然風景に調和したものとする。 ・浅場の面積が大きくなるようにする。 ・最下流部の浅瀬の植生群落の代替浅瀬を十分に確保する。 ・代替浅瀬の確保ため、堤防をセットバックする。 ・できるだけ現況（の自然）を残す。 	<p>★<u>水際の植生や現状の浅場は、極力保全又は復元していく。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水際は次の案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（D） (現状の水際景観の保全) 水際は現状の水際植生に配慮することを基本。 	
利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・平場は設けない。 ・余裕高部分に構造物は設けない。 ・剣先川左岸の堤防は、二線堤（第一堤、第二堤）などの方法も考える。 ・掘削による環境への影響を考慮し、現在の水際から川側はなるべく残す。 ・管理用通路は背後に回して溜まりをつくる。（一部区間） ・水辺を学校の水辺教育の場として活用する。 	<p>★自然景観・環境を活かした利用が可能な整備を考えいく。</p> <p>★<u>環境学習の一環として、水際の動線も考えしていく。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（A） (現状の動線及び眺望場所の保全) ・新たな景観（B） (水際の動線を加えた新たな眺望場所の 創出) ● 背後から水面までの連続性 ● 動線及び憩いの場としてのスペース（現状に 配慮） 	
植 栽	<ul style="list-style-type: none"> ・特に設けない。 	<p>★現状の環境変更を極力抑えていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の環境を極力保全。 	

⑥<中流部：南岸><にびき大橋～五川合流点

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 川や水路、湿地（湿性地）などが織りなす水と緑の自然豊かな水郷の景観を活かした景観形成を行う。 ■ 人々の生活と川とのかかわり（シジミ採り、魚釣り、散策、等）に配慮した景観形成を行う。 ■ 嵩山、和久羅山などを望む広がりのある、のびやかな景観を保全する。
--------------------------------	--

項 目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤 防	<ul style="list-style-type: none"> ・パラペット構造を基本とする。 ・管理用通路は、自転車や歩行者用通路として利用する。 ・護岸は、あまり緩くしない。 ・現計画断面を踏襲した勾配を基本とし、法面に植生を繁茂させる。 ・川沿いから見ると自然な護岸、法面があるよう配慮する。 	<p>★パラペットは、背後の町並みや道路の状況等を考慮して、<u>コンクリートによる常設のもの、又は土堤によるもの</u>を考えていく。</p> <p>★<u>自然な景観となるような護岸</u>を考えいく。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ● 堤防基本形状は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現況の保全（C） (水際の利用を重視した景観の保全) ・新たな景観（D） (水際の利用機能に緩やかな斜面及び緑を加えた新たな景観の創出) ● 素材は、現状の石のイメージを復元。 ● パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮
水 際	<ul style="list-style-type: none"> ・水中にせり出した箇所は、石が見えるようななだらかな勾配とする。 ・直壁とする。 	<p>★現状の河岸を基本とした形状を考えいく。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ● 水際は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（E） (現状の水際景観の保全) ・新たな景観（F） (堤防による新たな水辺景観の創出)
利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・釣りや自転車が通るための平場を設ける。 ・剣先川と大橋川を隔てる分流堤は、平面的には自然な凹凸があった方が良い。 	<p>★<u>現状の水際の動線や利用</u>に配慮していく。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（A） (現状の動線及び眺望場所の保全) ・新たな景観（B） (水際の動線を加えた新たな眺望場所の創出) ● 背後から水面までの連続性 ● 動線及び憩いの場としてのスペース（現状に配慮）
植 栽	<ul style="list-style-type: none"> ・特に設けない。 ・法面部に植樹を行い、木陰を創出する。 	<p>★緑が創出できるような工夫について考えいく。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ● 現状の木陰機能を復元。

⑦<下流部：北岸>五川合流点～中海大橋

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ■ 古代より受け継がれてきた地域の歴史・文化を学び、敬い、後世へ伝えていけるような景観形成を行う。 ■ 人々の生活とかわとのかかわり（矢田の渡し、魚釣り、散策、等）や水際の植生などへ配慮した景観整備を行う。 	
項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤 防	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀神社の下流にあるヨシ帯と一緒に整備を行う。 ・山や浅瀬、水辺へ連続する現状の雰囲気を復元する。 ・既存の水際道・集落のイメージへの配慮を行う。 ・法線を変えることは現況から考えて不可能であるためセットバックにより現況の雰囲気を復帰させる。 ・最下流部は、中流部北岸の水際と同じイメージとする。 ・赤瓦の良質景観地帯の保全と調和を図る。 	<p>★<u>背後の土地利用状況等を考慮して土堤</u>を基本とする。 (堀込河道区間と築堤河道区間が混在し、背後地は水田等の土地利用が主である。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防基本形状は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（C） (現状の自然景観の保全) ・新たな景観（D） (自然景観に水際の利用を付加した新たな景観の創出) ● 素材は、現状の石のイメージを復元。
水 際	—	★ <u>現状の自然景観を復元すること</u> を考えていく。	<ul style="list-style-type: none"> ● 水際は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（E） (現状の水際景観の保全) ・新たな景観（F） (掘削による新たな水際景観の創出)
利 用	—	★ <u>人の利用は最小限度に抑えること</u> を考えいく。	<ul style="list-style-type: none"> ● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（A） (現状の動線及び眺望場所の保全) ・新たな景観（B） (水際の動線を加えた新たな眺望場所の創出)
植 栽	—	★ <u>現状の環境変化を極力抑えていく。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の環境を保全。

⑧<下流部：南岸>五川合流点～中海大橋

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ■ 古代より受け継がれてきた地域の歴史・文化を学び、敬い、後世へ伝えていけるような景観形成を行う。 ■ 人々の生活とかわとのかかわり（矢田の渡し、魚釣り、散策、等）や水際の植生などへ配慮した景観整備を行う。 		
項 目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性	
堤 防	<ul style="list-style-type: none"> ・パラペット構造を基本とする。 ・現計画断面を踏襲した勾配を基本とし、法面に植生を繁茂させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ★パラペットは、背後の町並みや道路の状況等を考慮して、<u>コンクリートによる常設のもの、又は土堤によるもの</u>を考えいく。 ★<u>自然な景観となるような護岸</u>を考えいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防基本形状は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（C） (水際の利用機能を重視した景観の保全) ・新たな景観（D） (自然景観に水際の利用を付加した新たな景観の創出) ● 素材は、現状の石のイメージを復元。 	
水 際	<ul style="list-style-type: none"> ・浅瀬を復元する。 	<ul style="list-style-type: none"> ★現状の河岸を基本とした形状を考えいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水際は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（E） (現状の水際景観の保全) ・新たな景観（F） (掘削による新たな水際景観の創出) 	
利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・釣り等が楽しめる平場を設ける。 ・JRおよび国道9号からの景観に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ★現状の水際の動線や利用に配慮していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の保全（A） (現状の動線及び眺望場所の保全) ・新たな景観（B） (水際の動線をえた新たな眺望場所の創出) 	
植 栽	<ul style="list-style-type: none"> ・法面部に木陰となるような植樹を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ★緑が創出できるような工夫について考えていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防法面の緑化に配慮。 	